

「人権セミナー(第1・2・3期)」

研 座 演 沙 資 映 他 体 ワ

練馬区教育委員会
東京都練馬区教育委員会生涯学習部生涯学習課
TEL 03-3993-1111 (内8114)

実施年月日 実績等	<ul style="list-style-type: none"> ●第1期 第1回平成16年9月18日(土)、第2回平成16年9月25日(土)、第3回平成16年10月2日(土) 各回14:00~16:00、参加者のべ74人 ●第2期 第1回平成16年10月13日(水)、第2回平成16年11月10日(水)、第3回平成16年10月26日(火) 各回17:30~19:00、参加者のべ33人 ※台風により第2回実施日を10月20日(水)から11月10日(水)に変更 ●第3期 第1回平成16年11月6日(土)14:00~16:00、第2回平成16年11月13日(土)14:00~16:00、 第3回平成16年11月19日(金)17:00~19:00、参加者のべ66人
主催(共催)	練馬区教育委員会
開催場所	【第1期】武蔵大学 【第2期】日本大学芸術学部 【第3期】武蔵野音楽大学
対象	区民一般(在勤・在学者を含む)。募集定員は40人
人権課題	子ども、その他(メディアと人権、音楽を通じた多文化理解)

事業の目的

東京都教育委員会が平成16年度に文部科学省委託の「人権教育推進のための調査研究事業」を受託したのに伴い、練馬区教育委員会は人権セミナーを企画し、都との連携のもとで事業を進めていくことになった。

このセミナーの目的は、練馬区長期総合計画における「人権尊重の理解を深めるための教育・啓発」の施策に基づき、すべての区民が人権尊重の理念を正しく理解するための人権学習の機会を提供するとともに、成人のみでなく次代を担う青年たちの参加を促すことにより、人権学習を通じた世代間交流も行うというものである。

事業概要

区内の大学(武蔵大学、日本大学、武蔵野音楽大学)と連携し

て以下のような人権に関する講座を実施した。
※講師の肩書きは開催時のものである。

第1期

「学び続けること」
○計3回開催/担当:武蔵大学
○講師:黒澤英典さん(武蔵大学人文学部教授)
学習権宣言(学習権保障の歴史)、教育の機会均等、子どもの権利条約など、教育に関する権利などについて講義形式で行った。第1回の「学ぶことの意義」では、学びからの逃避や学力低下が叫ばれる現代において、本当の学びとは何かを考えていった。第2回は憲法と教育基本法を通して国民の学習権について解説する「教育の機会均等と学習権」、第3回は子どもの権利条約の活用方法などを探る「子どもの権利が生きてる家庭・学校・地域づくり」がテーマだった。



事前告知チラシ

第2期

「メディアと人権」
○計3回開催/担当:日本大学
○講師:
第1回=上滝徹也さん(日本大学芸術学部放送学科教授)、
第2回=宮澤誠一さん(日本大学芸術学部映画学科教授)、
第3回=野田慶人さん(日本大学芸術学部放送学科教授)
日本大学芸術学部のメディア関連学科の教授が、メディアと人権の関わりについて講義した。第1回のテーマは「放送番組基準と人権侵害」で、放送に求められる倫理基準(番組基準)の概要と、放送における人権侵害の事例と対応などを紹介。第2回は「映画表現と人権」で、暴力・性描写などをテーマに、表現の自由と人権の両立の難しさなどが語られた。第3回は公共広告機構の広告表現の変遷から人権を考える「公共広告に見る人権」が行われた。

第3期

「音楽をととした多文化理解」
○計3回開催/担当:武蔵野音楽大学
○講師:
第1回=守重信郎さん(武蔵野音楽大学楽器博物館主任)
第2回=藤田治子さん(武蔵野音楽大学助教授)
第3回=榎崎洋子さん(愛知県立芸術大学教授、武蔵野音楽大学・東京芸術大学非常勤講師)
音楽からの多文化理解をテーマに、民族楽器、リズム、非西洋音楽などの知識を学ぶことで、通常とは違った側面から人権を考えた。「楽器の素材からみる地域性」がテーマになった第1回は、楽器誕生の背景にある地域性に焦点を当てて多文化を探っていった。一部の楽器は参加者が実際に演奏することもできた。第2回の「音楽は世界の共通語?」では、異文化の音楽を理解することはその担い手である人間を理解することにほかならないという視点で講義が行われた。第3回は「非ヨーロッパの音楽作品の理解」で、武満徹の作品を中心に、その音楽が国内外でどのように受け止められてきたかを考えていった。

連携状況

武蔵大学、日本大学、武蔵野音楽大学に企画、講師派遣、会場使用の面で協力を得た。セミナーの大まかなテーマは区で考え、それに合わせて大学が講師を選定。具体的な内容は区と講師が直接協議する形を取った。

大学への協力依頼については、当初、担当窓口もわからず苦労したが、偶然にも、ほかの委託事業の会合に各大学の教授が参加していたため、その教授を通じて、大学側との交渉をスタートすることができた。

また、三大学構内のほか、町会、自治会の協力により掲示板などにポスターが掲出された。

特色・工夫した点

○人権というだけで敬遠してしまう区民が多いため、メディアや音楽などできるだけ身近な内容で構成した。

○区と大学の双方が持つ資源(人材)・広報手法(媒体、周知方法)を活用し、人権に関する現代的課題(学習権、子ども、放送番組基準と人権侵害、著作権、外国人、多文化理解など)について、練馬区教育委員会と区内の三大学が講師及び講義内容、方法を協議していった。
○異世代間(区民と学生)の意見交流の場を実現するために、講座の対象を区民一般だけでなく、三大学の在学学生も対象とした。

実施結果

参加者の反応・事業の反響等

○講座を大学キャンパスで行うことによって、参加者にとって、大学がより身近な施設と感じてもらうことができた。各大学にとっても参加者と情報交換ができたということで、有意義であった。
○区民からは大学というアカデミックな場所で学べるということが好評だった。
○メディアや音楽といった、直接は人権に関わらないテーマを扱ったが、改めて人権の視点からそれらのテーマを考えることにより、人権学習の新たな広がりを感じることができた。
○自校施設での講座であったため、講師陣からは教材・機材などの準備の負担が軽減されたと好評だった。

反省点・今後の課題

○大学生の参加者が少なく、異世代間交流の難しさを感じた。
○対象者が参加しやすい日程設定をしなければならない。
○事業の周知方法について工夫の余地がある。



当日配布資料(一部)